

第3期笠松町子ども・子育て支援事業計画（案）に対するパブリックコメント実施結果

【意見公募結果】

| | | |
|--------|------------------------|----|
| 実施時期 | 令和7年1月11日から令和7年2月10日まで | |
| 意見提出状況 | 提出者数 | 1人 |
| | 意見数 | 7件 |
| 意見提出方法 | 電子メール | 1人 |

| 意見番号 | 指摘事項 | いただいたご意見の内容 | 笠松町の考え方 |
|------|--------------|---|---|
| 1 | 子どもの権利に関する条例 | <p>こども館だけにおいて条例が有効なのではなくて、笠松町での子どもに関すること全てにおいて子どもの権利に関する条例は有効なのだと思いますし、そのように担当課の方も理解されているとは思いますが、計画ではこども館の項目にだけその文字があったように思います。「子どもの人権」という言葉は何度も出てきますが、せっかく条例を作ったのに活かしてほしいと思います。</p> <p>先日の健康フェスタでパネル展示をさせていただきました。子どもの権利に関する条例についても展示させていただきましたが、私を町職員だと思われた方から「子どもの権利条例をつくったのなら、もっと町民にきちんと知らせないといけない」とおしかりを受けました。計画の中には中心部分にしっかり入れていただきたいと思います。</p> <p>また、子どもたちが子どもの権利について知らないが6割を超えている事。子どもたちが子どもの権利について知ること、虐待やいじめなど不適切な事象が起こった時に、それを受け入れることなく、助けを求めてもいいのだという知識を持ち、対処できる可能性が高くなると思われます。それらの観点からも、せっかく条例を作ったのですから、啓発に力を入れていただきたいと思います。</p> | <p>ご指摘の趣旨を踏まえ、修正いたします。</p> <p>基本目標1の「地域における子どもや子育て家庭への支援」の1-4「子どもの健全育成」の中に、「子どもの権利の尊重」（51ページ）を挿入いたします。また、資料編に「笠松町子どもの権利に関する条例」を掲載いたします。</p> |
| 2 | 自由に遊べる場 | <p>保護者の意見の中で「自由に遊ばせたい」という要望が大きいです。子どもたちが放課後に自由に遊べる地域がどうすればつくっていただけるのか地域の大人たちで考えられるような機会があると良いなと思います。</p> | <p>いただきましたご意見につきましては、各事業を進めるうえで、今後研究させていただきます。</p> |

| 意見番号 | 指摘事項 | いただいたご意見の内容 | 笠松町の考え方 |
|------|-------------------|---|---|
| 3 | 「くつろげる場所」としてのこども館 | 子どもたちのアンケートの回答で「くつろげる場所」がほしいと出ています。こども館が「くつろげる場所」として子どもたちに認知されるような場所にしてほしいと思います。そのためにはどうしたらよいのか。また、場所が遠くてこども館に行けないという回答もあります。小学校区ごとにこどもが自由にくつろげる安全な場所があるのが理想的だなと思います。 | いただいたご意見につきましては、こども館事業を進めるうえで、今後研究させていただきます。 |
| 4 | 子どもの声を聴く | 中学校のトイレの改修や子どもの権利に関する条例など、すでに子どもの参画ができつつある笠松町です。ぜひ、子どもの声を取り入れる事（子どもの参画）についても示されていると良いなと思います。 | こどもの声につきましては、小・中学生にアンケート調査を実施し、計画中に反映させております。こどもの参画につきましては、「子どもの権利の尊重」（51ページ）に追加いたします。 |
| 5 | 不登校の児童生徒に関して | こども館ができる時に、不登校の児童生徒が学校の時間中に児童館で過ごすことも可能にという要望を出しました。当時の館長は「出来るようにしたい」と応えられました。現実化できているのでしょうか？ 不登校が多くなってきています。子どもたちが安心して過ごせる場所が増えると良いと思います。 | 不登校の児童生徒につきましては、教育支援センター「子どもサポートセンター（スマイル笠松）」において、一緒に相談したり、お子様の社会的自立を目指して、お子様に合った支援を行っております。こども館は居場所の一つとしての位置付けとなりますが、不登校に関しましては、関係機関と連携していきます。 |
| 6 | 中学生、高校生についての計画 | 中学生、高校生についての計画がとても少ないです。18歳未満の「こども」として笠松町の計画の中にしっかり位置付けてほしいと思いました。支援が少ない世代です。また、10年後には親になっているかもしれない世代です。この年代をいかにサポートできるかで、若者が出ていく町になるのか、戻って来る町になるのかが決まるのではないかと考えます。 | 中学生、高校生につきましては、今後策定することも計画の策定過程で検討してまいります。 |
| 7 | 子ども子育て会議 | 子ども子育て会議のメンバーにぜひ、公募も入れていただけたらうれしいです。 | 今後の委員改選の際に検討してまいります。 |

《1-4-4 子どもの権利の尊重》

【事業概要】

令和4年3月に子どもの権利を保障し、自由な意思表示を目的とする「笠松町子どもの権利に関する条例」が施行され、子どもの権利に関する情報提供や啓発活動を進めています。

この条例は、すべての子どもたちが夢と希望を持って自由に生き生きと育つことのできるまちをめざして、子どもの持つ4つの権利と大人の役割、子ども自身の役割を定めています。

○子どもが持つ4つの権利

- ・安心して生きる権利
- ・のびのびと育つ権利
- ・守られる権利
- ・参加する権利

「笠松町子どもの権利に関する条例」は資料編3を参照

また、応募のあった笠松町内の小・中学生が、笠松町のまちづくりに対する課題や解決策を検討し、その提案を町へ提言する「かさまつ子どもまちづくり会議」を令和4年度から進め、子どもの参画についても力を入れています。

【今後の取組】

引き続き、子どもが心身共に健やかに育ち、その基本的人権が尊重されるよう、「笠松町子どもの権利に関する条例」に規定される子どもが持っている権利を、関係団体等と連携して、子どもや子どもを取り巻く大人に周知していきます。